

指定都市市議会議員の補欠選挙を都道府県議会議員と同じ実施要件とするよう求める意見書

現行の公職選挙法では、都道府県議会議員の補欠選挙については同一選挙区において欠員が2人に達した場合に実施するのに対し、指定都市を含む市町村議会議員の補欠選挙については選挙区の定数の6分の1を超える欠員が生じた場合に実施するものとされている。

これは、昭和24年の公職選挙法制定時の国会審議において、都道府県議会議員、市町村議会議員いずれの補欠選挙についても定数の6分の1を超える欠員が生じた場合に実施するものとされていた原案に対し、都道府県議会議員については複数の選挙区があるため欠員が1名発生した場合に補欠選挙を実施しなければならない場合が多く相当に煩雑になるとの意見が出され、これを受けて現行の要件とする修正がなされたという経過によるものである。

その後の昭和31年の地方自治法の改正により一般市町村とは異なる権能を有する指定都市が設けられたが、補欠選挙の実施要件については、一般市町村と同じ内容が維持された。

しかしながら、指定都市については、域内に行政区単位で複数の選挙区を有しているため1名の欠員で補欠選挙を実施しなければならないことがあるという点で都道府県と近似していること、また、市町村の役割に加え道府県の役割も担っているため、選挙に当たっては一般市町村より広範、多岐にわたる政策議論が必要であることから、都道府県と同様の制度を適用することが適切である。

そこで、指定都市の市議会議員補欠選挙を都道府県議会議員と同じ実施要件とするよう、公職選挙法を改正するよう要望する。

ここに横浜市会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

総務大臣 宛て

横浜市会議長

清水 富 雄